
開会宣告

議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 議案第 58 号 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第 2 議案第 58 号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（松本 博君） 議案第 58 号浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行による国の法改正に伴って本町の災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正しようとするもので、災害弔慰金を支給する遺族の範囲が配偶者、子、父母、孫、祖父母でありましたが、これらの遺族が存しない場合にあって、兄弟姉妹が居るとき、その兄弟姉妹が死亡した者の死亡当時、同居、若しくは生計を同じくしていた者に弔慰金を支給しようとするものであります。

なお、この条例は、交付の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の災害から適用することとしておりますのでよろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(波岡玄智君) 日程第3議案第59号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 議案第59号浜中町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成24年3月31日をもって閉校する琵琶瀬小学校、姉別小学校、西円朱別小学校の3校について条例規定の整理を行うものであります。

琵琶瀬小学校につきましては、大正2年琵琶瀬特別教習所として設立され、今日まで99年の歴史を刻んでまいりました。また、姉別小学校につきましては、昭和6年浜中尋常小学校附属特別教授場として開校され、今日まで80年の歴史を刻み、西円朱別小学校につきましては、昭和9年浜中村立西円朱別尋常小学校として開校され、77年の歴史を刻んでまいりましたが、少子化の影響の中、児童数が減少し、将来においても増加が見込めないことから、子どもの適正な教育環境、教育効果の向上を図ることが困難であるため、地域の方々やPTAのご理解のもとに、平成24年3月31日をもって学校の歴史を閉じることになりました。

このことから、浜中町立学校設置条例の別表1を改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。以上提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 三つの学校が閉校ということで、学校の設置条例からは4月1日以降学校名が無くなるということですが、校舎そのものの4月1日以降管理はどこが管理することになっていて、呼び名はどのようになるのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 質問にお答えいたします。平成24年3月31日をもって閉校する3校につきましての財産のあり方ですが、設置条例につきましては、提案申し上げたとおり無くなるわけですが、学校施設そのものはまだあることから、後利用が決まるまでは教育委員会の所管となります。名称につきましては、旧何々小学校という名称になるかと思えます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） そのことは解りました。この三つの学校については、起債で支払いをずっとしていましたが、全部終わったのかどうか。残っている部分についてはどのようになるのか説明をお願いします。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 質問にお答えいたします。3校の建設にあたっては、それぞれ国の補助等を活用しながら建設をしたわけですが、西円朱別小学校につきましては、平成21年度で償還済みになっております。姉別小学校につきましては平成8年に校舎建設し、償還残額が6,044万4,000円で償還の最終年度は平成33年となっております。体育館につきましては今年度で終了の予定であります。琵琶瀬小学校の校舎につきましては、平成14年に建築、償還残額は1億1,302万1,000円あります。最終償還年度につきましては、平成39年となっております。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 工事請負契約の変更について

日程第5 議案第61号 工事請負契約の変更について

日程第6 議案第62号 工事請負契約の変更について

日程第7 議案第63号 工事請負契約の変更について

議長（波岡玄智君） 日程第4議案第60号乃至日程第7議案第63号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本 博君） 議案第60号から議案第63号までの工事請負契約の変更については、関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、先の9月町議会定例会で工事請負契約締結の議決を経て施工中の契約変更であります。

この工事につきましては議案第60号から議案第62号は補助災害復旧工事、議案第63号は町単独改修工事であります。

これら工事費について予算計上すべく調査設計を委託し全体工事費を算出後、国の災害査定を経て、先の8月町議会臨時会で予算議決をいただいたところであります。

この度の設計変更の内容は、調査設計段階では確認のとれなかった航路部分に、被災した鋼矢板及びコンクリートが砂に埋没していることが判明したため、この撤去費、加えて

災害査定時には不要と思われていたコンクリート工事の防寒養生費が必要となったことにより、これらの経費を追加するものであります。

この結果、議案第60号は契約金額を632万1,000円増額し、1億7,642万1,000円に改めようとするものです。

議案第61号は契約金額を641万5,500円増額し、1億6,811万5,500円に改めようとするものです。

議案第62号は契約金額を152万2,500円増額し、8,762万2,500円に改めようとするものです。

議案第63号は契約金額を258万3,000円増額し、8,847万3,000円に改めようとするものです。なお、契約金額の増額による工期の変更はありません。

先ほども申し上げましたが、この度の設計変更につきましては、補助災害として国の災害査定に向け、限られた時間で余裕がない中で設計を行わざるを得なかった事、また、本施設は早急な復旧を要するため、早期発注・早期完成に向け取り進めた結果、調査精度を上げ切れなかった為に発生したものであります。

なお、北海道とは軽微な設計変更ということで、了解を得ております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから議案第60号の質疑を行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 今60号の質疑なのですが、以下四つの議案について、補正の金額がそれぞれ違っているものですから、それぞれの工事で何々の工事に使うのだと、比較できるような形でお答え願いたいと思いますが、議長如何でしょうか。

議長（波岡玄智君） 60号の質疑ですから、関連的な質問の取り計らいというのは難しいので、質問も60号の質疑に限ってお願いいたします。

10番（加藤弘二君） それでは質問したいと思います。今町長の方から補正の中身について説明がありましたが、632万円の補正の内容はどのような内容でしょうか。それから鋼矢板は旧の岸壁を作るときに使用されたもので、今度はブロックで岸壁作るということで、鋼矢板を使わないで工事をすると理解していますが、それでよろしいかどうか。それから竣工予定は6月6日だと思いますが、それまでに間に合わせるというこ

とであれば、竣工予定に変更がないかお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。まず契約の内容でございますが、提案理由でも申し上げたとおり、鋼矢板の撤去、コンクリートの撤去、防寒養生費ということでございます。鋼矢板は474枚。コンクリートにつきましては27立方メートル、金額は167万5,000円であります。防寒養生費につきましては、2,530平方メートル、464万6,000円で、合わせまして632万1,000円の契約変更ということでございます。それから2点目の構造ですが、議員おっしゃるとおり、今まで鋼矢板でやっていたものをコンクリートのよう壁で行うことになっております。竣工予定は来年の6月11日までの工期となっております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 今聞き取れなかった部分もあったのですが、コンクリートの養生が464万、鋼矢板については167万5,000円と聞いたのですが、それでよろしいかどうか。鋼矢板について既存のものを撤去するのにかかるものなのか、それをまた使用するのかどうかお聞きしたい。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 議員前段で申し上げました金額でございますけれども、逆になってございまして、鋼矢板コンクリートの撤去が167万5,000円、防寒養生費が464万6,000円でございます。鋼矢板の撤去でございますが、提案理由でも申し上げたとおり、航路部分に埋没していたものを今回撤去しようとするものでございます。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 埋没したものを撤去するということなのですが、これは解りきっていた部分だと思うのですが。どんな津波が来ようとも埋まっているのは確かだし、コンクリートも同様だと思います。これの撤去が予算の中に入っていないということ自体不思議です。これは設計に携わった者の責任なのか、それを申請していなかった責任なのか、設計されているにもかかわらず業者の見積に入っていなかったのかその辺のところを明らかにしていただきたい。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 認識が違っているかと思いますが、航路部分に刺さってい

た鋼矢板ではなくて、被害を受けて流失してしまったものです。調査の段階では判明できなかったということでございます。流失したものがその個所に設置していたものなのか、砂の中に埋没していたものですから、調査した段階では見えなかったということでございます。

議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

11番鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） 契約の変更の内容については理解しましたが、これは競争入札で落札された契約なのですが、今回設計変更によって追加工事がなされるとなったときに追加工事部分の金額の算出根拠はどこにあるのか、どこから出た金額なのかまず教えていただきたい。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 設計変更に係る契約でございますが、まずこれらの経費を含めた新しい設計書を作ります。従来の設計金額と入札した金額を按分して算出しております。

議長（波岡玄智君） 今の説明では解らないので、もっと具体的に説明願います。

水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 新しい請負金額につきましては、新設計金額に入札当時の請負金額をかけたまま、当初の設計金額で割るということでございます。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） なんとなく解りました。所謂設計変更によって新たな設計金額が出たと、それに伴って過去の落札金額で按分していくということなのですね。なので今までの契約の中で良いと判断してよろしいですか。そういうことであれば理解できました。

議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 防寒養生費これは最初から入っていたのですか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 提案理由でも申し上げておりますが、当初災害査定時には防寒養生費は不要と考えておりました。しかしながら今回必要となったことによる設計変更でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうすると冬の間の工事ではないという前提で設計されたということになるのですか。そのあたりはどういうふうに理解したらよろしいですか。工期が6月11日までということでありまして、当然冬場の工事に入る前提で設計されたのではと考えますが。その委託料というのがあれば、設計コンサルタントの責任となるのかどうか、そこら辺をお聞きしたい。

議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

建設水道課主幹（中川 亮君） 災害査定時には防寒囲い及び養生費は計上できないというルールになっております。コンサルタントの責任云々ということは今は言えないのではないのかと思います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） ちょっと理解しがたいですが、設計の委託料の中には入れてはならないということですか。説明が解りづらいので、はっきり説明願いたい。私が聞いているのは、冬場にかかるから当然防寒はやらざるを得ないだろうと。それを前提とした設計委託は出てくるのではという質問なんです。それが入ってなくて、今度の補正で組みましたという話なのかどうなのか、このところをはっきりしてもらいたい。もし、落としたということであれば、これは設計した段階での問題ではないのかと。その部分が解明されれば了解します。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 今建設水道課主幹が申し上げましたが、災害査定時には防寒養生は計上するなというルールと中で行っています。工事的には来年の6月11日までですから冬季間にかかります。国の災害査定を受けました。8月の臨時議会に予算を計上しました。入札し、9月14日の定例会で工事の請負の承認を得ました。結果的に災害査定ということで、時間的な制約といいますが、事務方も工事担当も余裕が無かったのが実情でございます。災害査定の設計を受けた中で工事を発注したということになります。防寒養生費は必要であったが、結果的に計上されていなかったということでございます。

議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 只今の質問に関連するのですが、竹内議員の質問のお答えを聞いておりますと、工事請負の段階ではいずれ防寒養生費はかかるという認識はあって、

それは補正で上げるしかないという認識があったというふうに捉えます。であるならば前回の議会時にその旨の説明があってもよろしかったのでは。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 契約した段階では、先ほど申しましたとおり災害査定を受けた設計書で入札し、契約いたしました。その後提案理由でも申し上げましたが、余裕が無い中で設計書自体の精査ができなかったということでの今回の防寒養生費の追加分でございます。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 矢板やコンクリートの撤去を申し上げているのではなく、防寒養生に限って言いますと、当然冬場の工事にかかるという認識があった上で、防寒養生については、後日補正での必要性の認識はあったのでしょうかということをお聞きしています。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） その当時は認識はございませんでした。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 最後の質問になりますけれども、認識が無かったと。余裕が無い中で防寒養生費が新たに発生したという認識なのですか。そのように捉えてよろしいですか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 当初設計した段階では、そこまで設計書の精査をしていなかったのですが、発注後業者の方からお話があり、再度見直しをしたところ防寒養生費が計上されていなかったということが判明したために今回このような形になったものです。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 今話を聞いててはっきりさせた方がいいと思います。災害査定時には養生費を組み込まないのがルールだと。そういうことで設計が上がってきたと。災害の事務的な余裕がなかったものだから、そのまま発注してしまったと。しかし冬季間にかかるから養生費が必要だということが解って、本来であればそれに加算して発注すべきだったのが、そうでなかったと。それで今回補正の機会を設けたという理解でいいですね。確認します。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 7番議員さんおっしゃるとおりでございます。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号の質疑を行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 先程と同じ質問になるわけですが、ここ工事では当初よりも641万5,500円増えています。その内容について報告したいということと、どこの工事も同じような時期に出てきたのですが、入札するときには何か問題があったのではと私は思います。というのは、それぞれが皆さん専門的な業者ですから矢板やブロックを撤去するのにいくらお金がかかるのか、養生するのにいくらかかるかは、設計図が出てきた段階で計算して入札額を決定するのが本来と考えますし、防寒養生費を含めて計算していた業者もあったのではないかと思います。それが工事発注して問題になって出てきたということを見るとおかしいのではないかと。両者とも計算されていない。入札する以前に明らかになるのが本当ではないのかなと思いますが、その辺いかがですか。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 契約変更の内容ですが、矢板の撤去435枚、コンクリート24立方メートル、合わせまして174万1,000円、防寒養生費が2,551平方メートル、467万4,500円、合わせまして641万5,500円の追加でございます。全体の工事を行うにあたりまして、工区を四つに分けて今回こういう形になってございます。指名競争入札ですので、工事の閲覧を業者に行います。その中に工事項目が載っております。それをもって見積って入札という事になります。今問題となっている防寒養生費については、その閲覧の項目に載っていなかったことから、その分については計上されていないということになっております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） 鋼矢板とブロックの埋もれた部分の撤去で見えなかったものがあったということですが、鋼矢板は水面から出ている部分と水面下にある部分があるのですが、どのような津波が来ようとも周辺に埋まっているのは確かだと思う。それら

のものは近くにあるのは解るので、それがどの位埋まっていたかという割合というか、鋼矢板とブロックの総量は解るはずである。それが計算に入らなかったということ自体私は想像が付きません。実際に工事を始めたら、全て見つかったのではないか。破損した個所を見れば担当課で解るはずである。それが発注するときに積算されていないというのは、理解できない。閲覧の件なのですが、災害時に防寒養生は計算に入れないというのは解りました。しかし、入札に出すときには、そういうのは当然入れるべきものである。それで初めて入札が成立するのであって、入札した後で業者から指摘を受けた話では、入札が軽んじられる。その辺いかがですか。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） いままで、色々議論ありました。まず災害査定において、養生費は算定されないということで、当然委託業者は算定してきました。時間的に急を要する工事のためにそれをそのまま入札に算入しなかったことと、現場の工事の進行中に判明したということです。建物の工事の場合は現場の状況に変化はありませんが、往々にして海の工事場合は、予測が付かない部分があります。今回は予算の補正では無く、前回は補正した予算をまた補正するわけではありません。予算の範囲内で契約をしたものが、一定の金額を超えましたので、地方公共団体が締結する契約については、住民に与える利害が大きいことから、議会に附してご了解をいただくということになっています。これは契約の変更であります。契約の変更はこのようなことも考慮して、法的には問題なく、工事の目的を達成できないという事につながりますので、必要と認められる場合は、契約書の中にも記載しております。契約に至る問題を指摘されましたが、設計変更というのは、当初の目的を変えないで、住民福祉の観点から行っています。道に照会したところ工事費の30パーセントまでは認められており、3点数パーセントの変更となっています。自治法から規定する諸々の約款から見まして、許容範囲であります。精度を上げるという意味で、制度上認められています。災害復旧工事を一日でも早く達成するための一連の契約の手続きであります。見えない部分を当初から入れるべきではないかというお話ですが、過大設計となるおそれがあるため入れておりません。現場でそれが判明したために、それを現場の状況に応じて、当初契約した金額の設計変更による請負代金の増が発生しました。住民の福祉の観点から、目的が変わるものでない限りは、軽微なものについては手続きを経て、金額の多寡は関係なく議会の議決に附しているところであります。この設計変更については、自治体によっては自治法の180条で

専決処分としているところもあります。浜中町はそのような規定がないので、提案した次第であります。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

番 10（加藤弘二君） 漁船保全施設というのは、国の協力により復旧し、地元の業者も入っているのは見れば、復興の息吹もあるなと町民拳って見ていたわけです。今回こういう変更が出てきたのは残念に思いましたが、理事者の説明では、見えないものの過大設計など20パーセントくらいまで誤差は許される説明もあったりしていますが、今回の契約変更に拘って、自分たちには間違いは無かったということを言おうとしているのか。今回はこういうことがあったが、教訓として反省というかそういう弁を聞きたいと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 相対的なお話を申し上げたのですが、決して反省をしていないわけではありません。より精度の高い設計をするべきと考えおりますし、一日も早い施設の復旧については、私どもも同じ思いであります。そのための予算の執行をしているところであります。基本設計から災害査定の関係から当初予算に盛り込めないということがあり、海の中なので判明できなかったというそれほど今回の工事は大変だったという証だと思えます。我々は悪くないと思っております。一日も早い復旧を願っています。職員も限られた時間の中で携わってきたと思っております。拘った担当者も適正をきす中で起こってしまったということです。完璧さをきすということでは、反省する点もあかもしれませんが、今後こういうことが起こらないとも限りませんが、当初の契約で決めれるように努力したいと思っております。ですが予期しない事態については議会の議決も想定されますので、よろしくご理解を願います。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議長（波岡玄智君） これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議長（波岡玄智君） これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議長（波岡玄智君） これから、議案第63号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 平成23年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

議長（波岡玄智君） 日程第8議案第64号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本 博君） 議案第64号平成23年度浜中町一般会計補正予算（第6号）
につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、交付額の確定に伴い特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を追加するほか、心身障害者福祉に要する経費など、今後必要とされる経費について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出、2款総務費では、電算システム運用に要する経費の子ども手当特別措置法施行に伴うシステム改修費などで74万円を追加するほか、その他一般行政に要する経費で地方バス路線維持対策補助の不足分350万5,000円を追加するなど、総務費全体で548万4,000円を補正。3款、民生費では、地域支え合い体制づくり事業道補助金を受けて実施する要援護者支援システム構築委託料など、全体で636万1,000円を補正。4款、衛生費では、水道事業会計繰出金など、全体で887万6,000円の補正。5款、農林水産業費につきましては、3項、水産業費の水産行政に要する経費で浜中漁協に対する水産加工品新技術導入事業補助256万7,000円を新規計上するなど、全体で610万5,000円の補正。6款、商工費では、観光振興に要する経費で、農村公園仮設トイレのリース料など79万円を補正。8款、消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、消防団員等の公務災

害補償共済掛金の引き上げ分、456万円を追加するなど、全体で534万9,000円を補正。9款、教育費では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定により、児童・生徒用の机・椅子の更新費用や、小学校教育用パソコンの整備費用などを増額計上させていただきました。さらには、9月22日発生台風15号により一部損壊した総合体育館の修繕料177万5,000円を追加するなど、教育費全体で3,203万7,000円を補正。12款、災害復旧費では、水産施設災害復旧に要する経費で、漂着ごみの焼却委託料など58万7,000円を補正。以上により、今回の補正額は、6,558万9,000円となります。一方歳入につきましては、国庫支出金・道支出金などを充当するほか、繰入金などを財源として充てております。この結果、補正後の歳入歳出の総額は、67億780万4,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては税財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋 勇君） （議案第64号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

5番成田議員。

5番（成田良雄君） それでは1点だけ質問をさせていただきます。27ページと29ページに関連しますが、小学校費、中学校費の中で防衛交付金事業で机・椅子を小学校では2校149基、中学校では4校149基という説明があり、前の予算審議でも要望しましたが、これについては新しい規格のものなのか答弁をお願いします。また、机にあたっては、地場産品を活用したものなのかその2点お願いします。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 只今のご質問にお答えいたします。小学校費、中学校費でそれぞれ購入する机につきましては、新JAS規格のものを購入する予定であります。また、地場産品を使うものかということについては、使うものではございません。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

5番（成田良雄君） 新規格の机の購入ということで説明ありました。また地場産品ではないという説明でございましたが、できるだけ我町にも合板等を作っている会社がありますので、今後予定を変更してでも地場産品を活用したものを購入すべきと思います。前回質問したときには、琵琶瀬小学校だけは新しい規格の机・椅子ということであ

ったかと思えます。現在旧規格のものを使用している学校は、何校あって数は何個なのか説明をお願いしたい。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 只今のご質問にお答えいたします。小学校につきましては、残り整備する学校が散布小学校44セット、榊町小学校11セット、浜中小学校45セット、茶内小学校113セット、茶内第一小学校19セット、合計で232セットを次年度以降整備する予定であります。続いて中学校の説明をいたします。今回整備する学校は霧多布中学校87セット、姉別南中学校3セット、浜中中学校24セット、茶内中学校35セット、合計で149セットであります。残り散布中学校22セットにつきましては、次年度以降財政当局と協議しながら整備をしていく予定であります。

議長（波岡玄智君） 成田議員。

5番（成田良雄君） 只今説明いただきました。あと254セットですか、できるだけ一日も早く児童生徒が快適な勉強ができるように買い替えをお願いしたいと思えます。今後の予定計画を立てているか解りませんが、その予定を説明願いたいと思えます。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 只今のご質問にお答えいたします。残りの小学校、中学校につきましては、平成24年度の予算に反映して整備していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

議長（波岡玄智君） 9番野崎議員。

9番（野崎 勇君） 25ページの一点について質問いたします。今回浜中漁協で行ったヤナギダコ産卵礁の試験事業が11月に設置され、その関係でお聞きしたいと思えます。これは来年の5月に引き上げ、結果をみるものでございますが、この結果次第はどのようになるのか聞いていませませんが、今後継続して、広域に入れていこうとしているのか、あるいは効果がなければ試験事業として終わってしまうのかお聞きしたいと思えます。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 今議員おっしゃったとおり先だって試験礁を設置しました。予定では来年の5月頃に引き上げ、産卵の状況を確認いたします。産卵の状況が確認できれば、大規模に設置をします。もし産卵が確認できなければ場所を変えてもう一度行うということになります。今後の予定でございますが、事業主体が北海道でありまして、

平成26年度から平成33年度にかけて総事業量120ヘクタール、産卵礁ブロック約3,000個、総事業費6億8,000万円で、国費50パーセント、道50パーセント、地元負担は広域の増殖場整備という事でございます。いずれにいたしましてもこの結果によっては26年度から大規模に設置することになっております。

議長（波岡玄智君） 野崎議員。

9番（野崎 勇君） 今説明受けまして納得しましたが、やはりこの試験事業というのは、効果が見受けなければ場所を変えるということで、タコの産卵時期を研究してその時期が良いのか、私は通年を通した試験事業の方が効果があると考えます。私もタコの漁業をしているものですが、1月から2月にかけてが漁期となっているもので、今回設置した個所は岩場で34～35メートル位だと思いますが、タコの漁業者が判断して入れたものだが、生息しているのか不安に思っている。今回は一箇所であったが、来年度は何箇所かに入れて行うのも一つの方法かなと思います。今後も継続して調査し、大規模に漁場整備を行ってほしい。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 今議員おっしゃったとおり今回約水深30メートル地点に設置しました。年間通してというお話もありましたが、今回入れた場所につきましては、漁場が春のサケマス漁場と重複しているという事で5月に引上げと考えてございます。今後の予定でございますが、事業主体である漁協、タコ部会と協議しながら場所を設定して、調査継続したいと思っております。当然水産試験場の指導も仰ぎながら進める事業でありますので、よろしく願いいたします。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 5点ほどお聞きしたいと思います。まず最初に19ページ地方バス路線維持対策補助でございます。これにつきましては当初予算で1,379万9000円、約1,400万円近い予算が付いております。この度350万5,000円を追加するという事で、議案の説明の中では1,740万3,000円で確定したので、その分を補正するという事ですが、当初計画されていたよりも乗車数や収入が少なかつたためと思われませんが、その算定の根拠とか、このままでいきますと釧路バスの言いなりと言いますか、青天井になってしまうのではないかと心配されます。今年の当初予算でしょうか議会だよりの資料見せてもらいましたが、例えば浜中線の部分でいきますと運行経費が867万8,000円、運賃収入が292万4,000円で残る分を浜中町

から補助するという事で収支を合わせています。これについては、見直しをすべきではないかという話がありましたけれども時の町長はこの路線を維持するという事で、負担額については、町民の理解が得られるというお話をされています。新町長になりましたから、いつまでもこのような形で進めていくのか、その辺の考え方をお聞かせ願います。21ページの心身障害者福祉に要する経費の要援護者支援システム構築委託料、これは国の2次補正予算の100パーセント補助で事業をするということですが、事業の内容を教えてくださいと思います。23ページ水道事業会計繰出金ですが、この職員1名分の人件費354万8,000円、これが出てくるのであれば給与費で減額補正があつてしかるべきと思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。22ページの診療所費の補正額の財源内訳の190万円と24ページ水産振興費の補正額の財源内訳380万円、26ページ道路新設改良費の補正額の財源内訳の50万円の減、これらについては防衛調整交付金が減額になったということだと思えますが、これらはそれぞれ当初予算で事業が確定していて、その事業の特定財源に充てていたと思われます。この表示だけでは歳出で具体的に出てきておりませんので、何に対して何の事業で減額したのか解りません。できれば当初この事業に充てていてこの分が落ちたというような説明をしていただければと思います。この三つの事業について教えてください。27ページ観光施設に要する経費で農村公園トイレであります。このトイレは浄化をかきガラで行っていきまして、トイレの洗浄機能がなくなったということで9月頃から設置しているようであります。修理するのに幾ら位の予算で修理できるのか、来年度当初予算で計上するのかどうか確認したいと思います。給食センター管理運営に要する経費で保温食缶を50個購入するという事ですが、これも釧路保健所から指摘を受けて対応するという話になっていましたが、総じて言いますと給食センターは相当老朽化が進んでおります。子どもたちの食の安全を考える場合に決算特別委員会でも申し上げましたが、一日も早く新しい施設にすべきだと思っています。その時もお話したとおり、総合計画では後年度に位置づけされていますが、PFI方式といった民間資金を活用して施設をつくる。建設後に業者に償還していくというような方法がとられると、仕事がしやすいと考える。現に釧路市が学校の耐震調査をする場合にこのPFIを用いて5校をまとめてやるといったような話が新聞等に出ておりました。財政再建プランの中でもPFI方式については十分検討するとなっていたはずですが、どの程度検討されたのかその辺をお聞かせ下さい。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） まず一点目の19ページ、その他一般行政に要する経費の地方バス路線維持対策補助、350万5,000円の補正についてでございます。その中で算定の根拠というお話ですが、「ゆうゆう」から釧路までの霧多布線、浜中駅までの浜中線、藻散布で止まる散布線、根室から釧路間の国道を走っております線、それぞれありますが、基本的にバス路線につきましては、かかった経費から歳入を引き去りしたものでありまして、霧多布線、国道間の線的生活交通路線と言われる部分につきましては、国費、道費がありまして、それらを差し引きした残りを関係市町村で距離按分しているものです。その他単独路線と言われております、浜中線、散布線につきましては、補助がございません。かかった経費から歳入を引き去りしまして、その残った部分を負担する仕組みとなっております。当初1,379万9,000円予算計上させていただいたときにもお話したとおり、去年までは、算定期間であります10月1日から翌年の9月30日の期間を経て、12月定例会の補正予算で計上してまいりましたが、今年度から年度間予算ということで、当初からある程度見込んでおりました。22年度実績に基づきまして23年度予算は計上させていただきました。しかし、利用実態や燃料経費の高騰等がありまして、それらを改めて試算いたしますと、昨年度実績をはるかに上回る4路線合わせまして350万5,000円という増加分となっております。ちなみに国道を走っております根室線につきましては、当初見込んでいたよりも18万6,000円増加しております。霧多布線につきましては、国の補助等を差し引きした残りとの関係市町村の按分した残りで254万2,000円増加しております。浜中線につきましては、65万4,000円増加しておりますし、藻散布までの片道一回分につきましては、12万3,000円増加しております。これらを合計しました金額350万5,000円が増加しまして、合計で1,730万4,000円となっているものでございます。

二点目の今後のバス路線の維持は、昨年申しましたとおり、霧多布線、根室線につきましては、関係市町村もあることですので、一概にも言えませんし、かなりの利用者数もあるわけでございます。昨年度も話題となりました浜中線につきましては、維持していきたいと町長がお話ししているとおおり、今この時点では、この路線を見直すとは考えておりません。経費見合い部分が今よりも利用者数が少ない中で、今年は600万円の負担となっておりますが、どの程度の負担までというその時期は来るとは思いますが、当面は夏場の観光シーズン、JRと結ばれている唯一の線ですので、見直しをするとい

うことにはならないでしょうし、ただ住民の足を確保する意味で別な方法の考えもあると思います。町が巡回バスのような形で運行するというような、住民の足を無くするということにはできません。当面は現行どおり路線バスは維持していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉沢正喜君） 21ページの要援護者支援システム構築委託料のその内容について、お答えさせていただきます。このシステムを導入に至った経緯は、3月11日の東日本大震災において、福祉保健課と社会福祉協議会の協力を得ながら特別養護老人ホームをお願いをして、避難をさせていただいたわけですが、その時の反省と教訓を踏まえて、課内で3回程要援護者の支援のあり方について協議しています。そういった中で、国の第二次補正の事業が公表されたわけですが、その公表された後、二社のシステムを見せていただきました。その時点では、台帳管理をどうするか色々議論を進めておりましたが、その二社のシステムでの運用は出来ないと判断しました。三社目のネクストウェブという札幌のシステム会社ですが、新ひだか町、名寄市、富良野市などで運用されていたシステムをデモをしていただいたところ、非常に使い易くて、各町村自由に使えるシステムということで、この国の二次補正に乗って、要援護者の台帳管理、安否確認などを迅速に進めるためにこのシステムを導入する考えに至って降ります。このシステムの中身ですが、要援護者台帳管理機能として、項目が10項目ありまして、住民基本台帳のデータも自由に検索できるとか、緊急情報台帳とか、地図情報をベースにゼンリンの地図や航空写真から要援護者の特定や地図上の管理が可能となります。実際3月11日の時に何グループか作って走ってもらったのですが、説明するのに時間がかかったような経緯もあり、地図情報を載せたまま、台帳を持って避難支援してもらおうという検討もあって、ゼンリンの個別明細図を中心とした地図情報のシステムを入れることにしました。災害時の安否確認機能としては、3項目ありまして、抽出名簿の処理、確認状況の検索表示が可能となります。避難計画策定の支援ということで8項目ありまして、民生委員別の要援護者の地図の作成他色々な機能があります。セキュリティの対策としては6項目で、IDパスワード機能のセキュリティ管理ができるようになっています。地図情報としては8項目で、エリア分析機能、各種計測機能、要援護者の自宅から避難所まで時間がどの程度かかるかといった時間表示もできるようになっております。これを導入して、要援護者の安否確認や避難支援の体制を強化したい

と考えております。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋 勇君） 財源調整の内訳につきましてご説明いたします。まず22ページの4目診療所費の財源調整190万円の減であります。これは茶内診療所の超音波画像診断装置購入と自動血球計数装置購入二件の当初防衛交付金の充当予定額が760万円でありました。しかし、結果570万円の充当ということになりましたので、190万円の減ということになります。次に24ページの2目水産振興費の財源内訳の380万円の減であります。これは当初防衛交付金でこの事業を進めようとしておりましたが、財源を補助金、過疎債等に頼る事になりましたので、これを全額減額することになりました。9月の補正予算で既に400万円減額しております。残り390万円ですが、旅費の10万円が国道支出金でありますので、これを差し引いて380万円の減額となります。次に26ページの土木費の財源内訳50万円の減ですが、仲の浜2号道路他1改良舗装工事、これは当初2,150万円の充当予定でありましたが、結果2,100万円の充当で済みましたので、50万円を減額するという内容でございます。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 27ページの観光費の仮設トイレの借上料のご質問でございますが、修理費についてはどうかというご質問でありました。これは7月12日に発生をして、実際は給水の関係の排水といいますか、その部分が異常を来たしたということから、調査をしてきました。9月16日に上物だけの調査だけでは不可能ということで、掘削の調査をしながら本体の浄化槽を調べたところ亀裂が発生して浄化ができなくなったという事です。このトイレの利用度を考慮して、9月26日に仮設のトイレを設置したところであります。来年度の施設の整備については、利用度調査を10月にしております。その結果、一日に200台から300台の車両が活用していますので、新たな整備をもって新年度で対処したいと考えております。しかし、これは協議中で施工方法や規格というものはまだ決まっております。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 答弁漏れが一点ありましたので、申し訳ございません。23ページの水道事業会計繰出金にかかわる一般会計の一人分の人件費の減額補正等につきましては、11月に職員の給与改定等で減額になっている部分と併せて3月の定例

会で補正をしていきたいと考えております。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 答弁漏れがございましたので、お答えします。来年の予算の計上の金額の想定であります、現在設計した中で、大体3,000万円程度ということで検討しております。これについては、再度調整をかけていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 31ページの給食センター管理運営に要する経費の備品購入の関係のご質問にお答えいたします。今回の高性能断熱食缶の購入につきましては、議員指摘のとおり、本年の9月に釧路保健所より給食センターの施設点検の際に、調理後の給食の配送時に関する指摘事項がありまして、保温食缶にしろということから、今回導入にあたっての予算を計上した次第であります。給食センターの早期建設の件に関しましては、先の決算特別委員会の中でもご指摘を受けております。給食センターにつきましては、建設後31年を経過し、随時補修等を実施し、学校給食業務に支障を来たさないよう努力してきておりますが、何分にも施設が古く、総合計画の中でも29年から31年と第5次総合計画の後段の中で建設を計画しており、町の財政状況もありますが、食の安全を考えますと早い段階でPFI方式を含めて検討協議していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきます。

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時09分）

（再開 午後 1時00分）

議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号の質疑を続けます。

7番川村議員

7番（川村義春君） 再質問をさせていただきます。始めに地方バス路線の関係でございますが、当初から見て今回の補正については、10月1日から9月30日までの実績で燃料費等が高くなったということで補正をされたとお聞きしました。当面の間浜中線については、JRと結ばれている唯一の路線であるから維持していきたいという話で

ございます。私が思うには、昨年12月議会でも質問されて町長の答弁があったわけですが、根室線とか霧多布線については、他町村の関係もありますから継続されると思いますが、町民の足を守り、利便性を図るという意味で交通手段をとるということは避けなければならないというのは私も思います。しかし、例えば散布線の144万2,000円当初予算で付いています。この路線でいいますとこの路線を廃止して、町内の業者に委託した場合の費用対効果を考えていく必要があるのではないか。丸山散布の方に行きますと、「ゆうゆう」に行きたいのだけれど、バスもここまで来ないし、何とかならないかという話も実際にあります。そういう形になればきめの細かいサービスが提供できるのではないか。そして雇用の場も創出できるのではないかと思います。将来にわたって青天井になっていくようであれば、その辺も考えていく必要があるのではという観点から再質問をさせていただきますが、そういう考え方を持つ事ができるかどうか、一回目の質問についても町長の姿勢としてどうなのか答弁いただければと思います。

二点目の要援護支援システムの関係ですが、大変詳しく説明をいただきました。これについては、3月11日の東日本大震災の関係からこのシステムを導入するという経過のようです。台帳管理、安否確認のためのシステム、地図情報、避難計画を策定するという事で事業の概要は大体解りました。この稼働はいつからになるのか再確認させてください。

その次ですが、税財政課長からの答弁については、了解しました。

一般会計の水道事業の繰出金の関係ですが、3月定例議会で調整したいと言うようなお話でしたが、本来的には給与費に載せるべきだと思います。一般会計の歳出から出されるものが水道事業に入ってくるわけですから、ルールとして入れるべきではないかと思っています。

トイレについては、新年度予算で整備したいという考え方のようですが、3,000万円で果たしてできるのでしょうか。やるにしても財源が必要となってきますが、どういう財源でやるのか聞かせていただきたいのと、関連質問で申し訳ありませんが、酪農展望台の駐車場に一日300台の車が駐車するということですから、これから冬季に入って国道44号線が除雪されます。酪農展望台の駐車場も除雪することになるのか解りませんが、例としてトイレを利用する車両が入ってきてきたところ、除雪車両により取付口が塞がってしまって、出るに出られないといったケースがあると聞いている。町内の業者が請け負っているわけですから、その辺開発建設部に申し入れをして、取り付け

部分の出入りを確保するというところでお願いできないでしょうか。その辺お答え居たきたいと思います。

給食センターの関係ですが、子どもたちの食の安全を図るために早期に計画を実行するということが必要ではないかと思っています。P F I方式の導入も含めて検討していきたいというお話ですが、検討するということが「やらない」ととられることもありますので、少なくとも何年度までには建設の目処を立てるといった方向性は出ないのでしょうか。その辺だけお聞きします。

議長（波岡玄智君） 町長。

町長（松本 博君） ご質問の地方バスについて、町長の考えを聞きたいということであります。去年の議論の中でも残していくという意向であります。ただ利用者数も減っている中で、残していくということは間違いではないと考えます。議員おっしゃったように青天井とはならないと考えております。今概算で計算しても、365日委託方式ですとすれば高くなると思います。浜中町でバスを購入しても維持費もかかり、それが委託費となるわけですが、単独路線では今600万円かかりますから、そんな所を見て時期を検討しなければならないと考えています。散布線については、調査してみなければ解らないので、延長させていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉沢正喜君） 1月末までにシステム入力など終わらせて、2月1日から稼働させる予定であります。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 農村トイレの関係でございますが、先ほどお話したとおり、予定額として3,000万円程度としていますが、これはあくまで処理装置という形の部分だけであります。財源については、財政当局と今煮詰めている段階でございます。改修でございますので、それらを含めて検討させていただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 23ページの水道事業繰出金にかかる人件費の一般会計の扱いについてであります。議員おっしゃるとおり、異動のあったごとに整理すべきものと存じます。今年度11月の臨時会で議決いただきました人事院勧告によります職員全体の給与改定の整理等がございますので、この度は3月議会で併せて実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

建設水道課長（酒井俊一君） 酪農展望台の除雪の関係でございますけれども、駐車場についても開発が行っていますので、今おっしゃったことについては、要望していきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 教育長。

教育長（内村定之君） 給食センターの建設に向けての計画であります。総合計画では、平成29年に調査を行って、30年に設計を組み、31年に建設という計画で予定がされております。この給食センターの老朽化については、決算特別委員会でも総括の部分でご指摘がありました。現在児童・生徒に600食と教職員に100食の計700食の給食を供給しております。平成17年の財政再建プランの段階で、PFI方式についても検討すべきだと検討委員会の中で出されました。これについては、まちづくり懇談会の中でも提案をしていただいた経緯がございます。その中で異口同音に出たのが、今の施設で作られている給食は非常においしいと評価も高く、PFIにすることによって、いろんな面でのマイナス面が出るのではないかという懸念の声も数多くあったのも事実であります。それ以降委員会としては、正直検討はされておりません。今後このPFIの関係につきましては、プライベートファイナンスイニシアチブという民間の資金、民間の計画、民間のノウハウで行うという目的があるのですが、この17年当時は、900食という一定の採算ラインの提供数があったのですが、今段々減ってきております。そんなことで業者からのアプローチも無い現実もあります。全国、道内、管内でもこの関係については、採算面が重要視されております。給食センターの今の現状は、兎に角必要なものは予算措置をしていただいて、対応しております。今教育関係で急がなければならないのは、学校の耐震化が順位としては優先しますので、給食センターについては、総合計画の中の位置づけは後年度過ぎると思っておりますので、学校の耐震化とそう期を離さず鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 最後の給食センターの件について、もう一度再々質問させていただきます。考え方が解らないわけではありません。PFI方式の中身なのですが、今の教育長の答弁では、給食事業そのものをPFIでやろうとするから、色々なマイナス面が出てきます。私が言っているのは、確か釧路市で学校の耐震化を5校ほどまとめて、

P F I方式でやると報道されておりました。それと同じように運営まででなくて、建設する、中の設備を整える、そこまでを業者をお願いする。起債と同じように業者に支払っていく。中の運営については、従来どおりやっていくというそのような方式をとれないかということなのです。その辺もう一度お答え願います。

議長（波岡玄智君） 教育長。

教育長（内村定之君） P F I方式には様々なやり方があると認識しております。今川村議員がおっしゃる給食センターを造るには、補助制度もあまり期待できないのかなと思います。そうなれば起債を財源にしてやるという方法、民間の資金を利用して、運営は行政が行う方法があるとすれば、どちらの方が財政的に有利なのかという事になります。一般的にP F I方式は、民間の資金と考え方で全てお任せするという感覚でいたものですから、この関係については、今言った事例も勉強させていただいて、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

6番中山議員。

6番（中山真一君） 25ページの水産行政に関する経費の水産加工品新技術導入事業補助25万6千700円につきまして、先ほどの説明では、トップシーラー等の購入事業補助ということで、財源は道補助を入れてということですが、これについて詳しく教えてください。それから、31ページ水産施設災害復旧に要する経費の清掃事業委託料5万2千500円にかかわりまして、3月11日の東日本大震災による漂着ゴミ等の清掃25トン分ということですが、浜中町に船舶が漂着したというような報道もありましたが、その後綺麗にされているのかどうか。そして現在はどの程度なのか。そして、この財源がその他1万2千5百30円ということ、災害寄付金を充てられているようですが、ここの清掃にかかるものについては、こういった寄付金を充てる以外にできないのかどうか。本来であれば国からの補助なりがあっても、然るべきと思いますが、その辺お聞かせください。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） 歳出25ページ水産加工品新技術導入事業補助について説明いたします。この事業につきましては、浜中漁協の水産加工場で利用するものでございます。トップシーラーでございますけれども、これは1台でございます。食品包装機で、ホッキの剥き身のパック詰め用でございます。次にバンドソーは電動ノコギリで、

冷凍鯨肉の塊を小分けするのに使うものでございます。次に洗浄機であります、荷受用タンクの洗浄用のポンプでございます。以上3点でございます。財源については、北海道の地域づくり総合交付金、歳入の15ページに400万円計上していますが、この内の200万円を充てております。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 水産施設災害復旧に要する経費の清掃事業委託料についてお答えいたします。この委託料につきましては、東日本大震災における港湾関係の漂流物にかかる可燃ゴミの委託料を今回補正していただいたわけですが、6月の議会におきましても補正していただいておりますが、今まで処理したものは201トン程度になっております。費用といたしましては、420万4,000円になっておりますが、港湾以外の部分につきましては、道が管理している海岸でございます、それにつきましては、今後北海道が事業主体となりまして回収することになっております。それらの処分につきましては、町の施設或いは根室市の焼却場をお願いすることになります。これについては、これから回収するもので全体量が解っておりませんので、解った段階で予算計上することとなります。この財源につきましては、災害の補助制度がございます。1月に査定を受ける事となっておりますので、はっきりしましたら補正をさせていただきます。

議長（波岡玄智君） 中山議員。

6番（中山真一君） 先程の水産加工品の関係ですが、いくらのもを買って、事業費がそれぞれいくらなのか。それに対して道補助がいくらなのか、200万の補助だとすれば残りの56万7,000円というのは単費なのか、詳しく教えていただきたい。これらのものにつきましては、議会で議決されたらこれから買うものなのか、既にお買であるものなのかについても教えてください。港湾の中の漂着ゴミは町としてやるけれども、その他の海岸につきましては道がやるとしていいのですか。それもこれからと捉えてよろしいのでしょうか。先日も新聞で賈人海岸である建設業者の好意もとにある程度綺麗になったと報道されていましたが、放置して道がやるのを待つのみなのか教えていただきたい。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（佐藤佳信君） トップシーラーでございますが、税抜き125万円。バンドソーにつきましては、税抜き67万円。洗浄機につきましては、税抜き250万円。

合計442万円でございます。これの二分の一以内での200万円の交付金をもらっているものでございます。その差額の25パーセントを町が負担しております。品物につきましては、既に購入しております。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 海岸漂流物の回収でございますが、海岸管理者が行うこととなっています。北海道が事業主体となってやることになってはいますが、実際どの程度行うのかははっきりしていません。海岸延長も量も相当数ありますので、まずはやってみなければ解りませんが、道がやることになっておりますので、それを待っているところでございます。

議長（波岡玄智君） 中山議員。

6番（中山真一君） 道がやるのを待っているのみで、町は指をくわえているだけなのか、それともある程度の打ち合わせを進めているのかお尋ねしたいのと、先ほど財源の問題に触れましたが、ある程度そういうものに対しては補助申請するということが、どの程度まで補助申請することができるのか、その辺についても教えていただきたいと思えます。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 指をくわえて待っているということではありませんが、緊急を要する支障になるものに関しましては、随時回収していただいております。災害ということで処理をしますと補助金なり起債の部分でも交付税措置がされて、町も持ち出しはありませんが、今回北海道で回収する事業につきましては、他の補助制度を使って回収するというので、災害ゴミには当たらないということでございます。回収して町が処分しようとするので費用がかかります。その部分につきましても北海道に負担していただくということで協議しておりますので、町の持ち出しは無いと考えております。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 23ページ衛生センター管理運営に要する経費の遠心分離機の修理ですが、私の記憶では毎年補正予算が組まれているという感覚があるのですが、20年度から22年度の推移についてお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） これは衛生センターの遠心分離機でございます。過去の修

理状況ですが、2～3年おきに点検を兼ねた修理を行っていたようであります。この度は異常な音がするというので、故障の原因となることから分解清掃していただくものであります。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

11番鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） 教育費にかかわってなのですが、この度防衛調整交付金でランニングマシン、机、椅子、食缶が購入されるということですが、この交付金事業の申請にかかわっての札幌の旅費がそれぞれにわたって計上されていますが、これはその担当部署の職員が出向かなければならないものなのか。できればまとめて申請することができないのかお答えいただきたいと思います。総合体育館にランニングマシンを2台購入するという事ですが、茶内のトレセンに設置されているのかどうか。ランニングマシンの必要性というのは、あるのかどうか伺いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（大沢文明君） 一つ目の防衛交付金を活用した機器等の申請関係でございますが、この度これを計上するにあたりまして、財政当局とも話をしましたが、受け手が札幌防衛局であります。担当がお一人で、一度に行くと受付ができないということで、日にちをずらして担当ごとの交付申請がほしいということでこういった計上になっております。ランニングマシンの必要性と茶内トレセンの関係ですが、ランニングマシンは当初茶内トレセンにありました。ところがここは、放課後児童クラブにその個所が使われることになったため、総合体育館に持ってきました。ということで現在茶内トレセンにはございません。総合体育館には今2台ありますが、トレーニング室の利用者数を見ますと20年度で5,000人、21年度で4,000人、22年度が3,000人ということで、総合体育館の中のアリーナに次ぐ利用率が高く、その器具の中でも、ウェイトトレーニングの関係、体操機器、ランニングマシンの走行・歩行の利用率が高い状況にあります。ランニングマシンについては、お一人使いますと30分から1時間使用ということで、利用者の要望も高く、この度2台増設し、4台で整備していきたいという必要性からこの度計上させていただきました。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） 申請にかかわる旅費の関係では、別々の日に来いという事ですが、これは従来からそのような対応なのですか。これまでの申請手続きにおいてもそ

ういう形なのか。それとも、それぞれの担当者が行かなければ説明しきれないことなの
でしょうか。いずれにしてもあまりにも無駄な経費を使っているような気がするもので
すから、その辺について解ればお答え願いたいと思います。トレーニング室の件につい
ては、必要性が大ということで理解できますが、トレーニング室を使用する方はどのよ
うな方が使用するのか。また、地域的にどのような傾向にあるのか。茶内から持ってき
たというのは、利用率が低いということなのか、その辺についても若干ご説明願います。

議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（大沢文明君） 防衛交付金の申請の関係でございますが、この度の関
係は交付金が増額されて、色々な部署がまたがって申請するという事で、先ほど申し
上げたような受ける側の事情があつてのことでございます。議員がおっしゃるとおり本
来であれば浜中町として防衛の担当が居て、一括して持ってくるような方法も考えてい
かなければならないというのも発生してくるのかなと思ひますが、この度は増額の関係で
分かれて行かなければならないということでの旅費の計上ということでご理解願いま
す。ランニングマシンの関係でございますけれども、利用の関係は高校生から一般ま
で区分け無く使われています。高校生は夕方が多いですし、一般の方は利用時間の中
で利用されております。高校生と重なる部分は調整しております。そのようなことで増
設する事が望ましいと現場では考えております。茶内については、トレセンですから置
きたいところですが、児童クラブの関係もあつたり、専用にしてた部屋も別の用途に使
われているということで、茶内方面の方も霧多布へ来てもらえばと思ひますが、使
いずらいというのは否めないと思ひます。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案64号は、原案のとおり可決されました。

**日程第9 議案第65号 平成23年度浜中診療所特別会計補正予算
(第2号)**

議長（波岡玄智君） 日程第9議案第65号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本 博君） 議案第65号平成23年度浜中診療所特別会計（補正予算第2号）について提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、老朽化した医療機器1台の更新と医薬材料費等の不足見込みによるものであります。補正の内容であります。歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費で7万7,000円、19節負担金補助及び交付金で56万5,000円の追加。2款、1項、1目医業費、11節需用費の医薬材料費で338万3,000円、13節委託料の臨床検査委託料で70万円、18節備品購入費では医療機器、超音波診断装置の購入493万5,000円と、自動血球計数CRP測定装置の執行残10万5,000円を減額した483万円、3目給食費、11節需用費の修繕料で1万4,000円、3款、1項公債費、2目利子、償還金利子及び割引料で10万8,000円を追加補正するものであります。

一方歳入では2款使用料及び手数料、1項、1目使用料で429万8,000円、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目特定防衛施設周辺整備調整交付金で444万円、5款、1項、1目繰越金で前年度剰余金93万9,000円を追加補正するものです。この結果、本会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ967万7,000円を追加し、2億4,422万5,000円にしようとするものです。以上、提案の理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 38ページ医業に要する経費の需用費の医薬材料費338万3,000円についての内容がどうなっているかということと、備品購入費483万円

について機器の購入とありますが、この内容についてお知らせ願いたいと思います。もう一点患者にかかわることなのですが、ここの診療所に掛かりつけのお年寄りが脳梗塞をわずらい、休診日に利用したいと隣人が電話をかけたところ、診れませんという回答だったそうです。それで厚岸の病院に電話したところ受診できることになりました。搬送に救急車を利用することになりました。搬送にあたって病状を聞いたところ、救急車で運ぶべきでないと判断してドクターヘリを呼んで釧路に運んだということが、この夏にあったそうであります。隣のお手伝いをしていた家族は、大変憤りを感じてたそうで、ドクターヘリを呼ばなければならないような状況にもかかわらず、対応が看護師さんの段階で終わったというようなことです。このことについて、事実確認をとというのがありましたので、この3点についてお願いします。

議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

診療所事務長（山田清也君） まず最初に医薬材料費の補正予算の338万3,000円についてお答えいたします。この医薬材料費につきましては、子宮頸がんヒブ小児肺炎球菌の3種類のワクチン接種にかかるワクチンの金額であります。23年度から本格的に実施したワクチンであります。当初の時点ではどれだけの受診者がいるか把握できない部分もありましたので、少な目の人数で予算を計上しておりました。特に子宮頸がんにつきましては、23年度限りの助成措置ということもありまして、9月末までに希望のあった方の人数に見合った数字を計上しております。2点目の医療機器購入につきましては、提案理由でもお話ししましたが、超音波診断装置ということで、現在使用しております超音波診断装置につきましては、平成3年の5月に購入したもので、既に20年を経過しております。今後故障したりした場合、部品の調達も難しいということもございます。それで今回防衛調整交付金の財源を充てて購入することが可能となりましたので、今回予算として計上しております。なお、従来の超音波診断装置につきましては、腹部と心臓の診察診療をできるものでしたが、医師との相談の中で更に甲状腺の検査もできるもの機能を有する機器を購入しようと考えております。最後のドクターヘリを呼ばれた方の件につきましては、ちょっと私も承知しておりませんでした。基本的に時間外と申しますか、診療休診日に関しましては、電話をいただいたということでございます。看護師の段階でどのような対応をしたか、簡単に処置したような内容ですが、その辺も承知しておりませんが、基本的にそういう形で電話が来た場合は、先生は診れませんということをお話しして、症状なりを聞いて、救急病院の案内等、救

急車の手配等の対応はするようにはしております。

議長（波岡玄智君） 加藤議員。

10番（加藤弘二君） ワクチンの方なのですが、宣伝が行き届いたと申しますが、希望者も多かったということですが、人数的に9月末まではどの程度の人数が居て、今後予定している338万円というのは、何名の希望者を満たすものなのかお答え願いたいと思います。2点目のエコーの件ですが、腹部のみならず甲状腺の方も診れるものを入れるということですが、普通病院であれば検査技師とか居られますが、診療所では専門の方が居られて機器を扱う状況なのかお聞きしたいと思います。3点目の最終的にドクターヘリを呼んだ件については、本人が動けないような状況、手まねで話をする位の状況になっていたようです。休診日だったということで、私が聞いた中では、一辺に断られてどうにもならなかったと言う事です。しかし、患者がそうだったのでどうしようもなく、厚岸町立病院の方へ連絡して対応したということです。その対応の仕方をもう少し考えてもらいたい。厚岸では医者も揃えて待機していたと。しかし、ドクターヘリに変更になったため、お断りの電話を入れたところ、お待ちしていましたが了解しましたということで喜んでいたというお話でした。病院とか診療所というのは、患者の立場にたった対応というのが必要ではないのかと思います。兎に角この所長に対する町民の風当たりは大変厳しいものがあるのですが、医師が自分の職員である看護師や職員の人方をどうやって教育するかというのは、大変大事なことだと思うのですが、そういう町民と距離の空いたような利用の仕方というのは好ましくないと思いますが、如何でしょうか。

議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

診療所事務長（山田清也君） まず1点目のワクチンの関係ですが、先ほど申しました子宮頸がんヒブ小児肺炎球菌をまとめた数字でお話したいと思います。9月末で266名の方が接種されております。それをもとにいたしまして子宮頸がんの場合、2回受ける方、3回受ける方もいらっしゃいます。それらを含めて今後全部で3種類のワクチン合わせますと464名の方が23年度接種される予定になっています。これはあくまで予定ですので、その後体調が悪くて受けられないとかいった場合、変動は出てくるかと思えます。2点目のエコーの関係ですが、検査技師のお話もございましたが、当診療所には検査技師はおりませんので、医者が直接処置して判断しております。3点目の対応の問題ですが、簡単に今日はやっていませんというような言い方であれば、それはこ

ちらの方の落度だと認識しております。常日頃患者に対する対応については、前に議会でもお話ししましたが、変わらない態度で接してほしいというお話もしております。今のお話を踏まえまして、再度医師が診れない時間帯に来た場合、当然救急を受け入れられる機関の紹介なり、適切なアドバイスができるよう看護師を通して周知徹底をしていきたいと考えております。医者と患者に対する距離間というお話もございましたが、患者さんのとり方とか色々あるかと思えます。私が見ている限りでは、特にそういう患者との距離については、医師と患者との関係の間隔を保って対応していると感じております。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 1点だけ確認の意味でお聞かせください。今回の歳出予算に対する歳入ですが、予防接種料と特定防衛調整交付金が財源として充てられております。その他繰越金が財源として充てられていますが、前年度剰余金の留保財源がいくらになっているのでしょうか。当初で計上していた一般会計からの繰入金1億1,989万円あるのですが、経営的に今後繰入の必要があるのかどうか見通しについてのみ聞かせてください。

議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

診療所事務長（山田清也君） まず一点目の剰余金に関してですが、23年の5月末で剰余金として1,146万6,056円が出ております。過去におきまして補正予算の財源として使っております。今回の12月補正での93万9,000円を差し引きますと約990万円の剰余金が残っている状況にあります。2点目の一般会計からの繰入金に関しまして、今後の見通しということでございますが、今来年度予算に合わせて23年度の11月末時点ですが、収支の見込みを見ているところです。それからいけば決算委員会でもお話ししましたが、入院収入につきましては、かなり落ち込むだろうという見方をしておりますが、この剰余金を含めまして、突発的な経費がかかることが起こらない限り、今現在の予算の範囲内で対応したいと思えます。更に剰余金が残れば3月の時点におきまして、一般会計からの繰入金を減額したいという考え方で取り進んでおります。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 平成23年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(波岡玄智君) 日程第10議案第66号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 議案第66号平成23年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、水道施設修繕費及び人件費等の不足見込みにかかるもので、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は収入で、一款水道事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金で、一般会計補助金579万8,000円の追加、支出で、一款水道事業費用、一項営業費用、一目浄水及び配水費で備消耗品費20万円、修繕費200万円、二目総係費で、給料182万9,000円、手当72万1,000円、法定福利費99万8,000円、備消耗品費5万円は、いずれも不足見込みから追加するものであります。

これにより、補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ579万8,000円を追加し、1億7,778万6,000円となります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は354万8,000円を追加し、5,054万6,000円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は、5,082万9,000円を5,662万7,000円

にそれぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 発議案第 9 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の 充実を求める意見書の提出について

議長（波岡玄智君） 日程第 11 発議案第 9 号を議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長（箱石雄彦君） （発議案第 9 号 朗読あるも省略）

議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、発議案第 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議案第10号 環太平洋経済連携協定に反対する意見書の提出について

議長(波岡玄智君) 日程第12 発議案第10号を議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長(箱石雄彦君) (発議案第10号 朗読あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから、発議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

議長(波岡玄智君) 日程第13 閉会中の継続調査の申し出についてを議題としま

す。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣言

議長(波岡玄智君) これをもって、本議会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、平成23年第4回浜中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 2時21分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員